

短期組合員の資格関係手続について



■ 今回の適用拡大に伴う手続 (令和4年10月1日から公立学校共済組合の短期組合員になる方)

- 臨時的任用職員 → **手続不要** 組合員証等はそのまま使用
- 非常勤職員 → **要手続** ・「短期組合員資格取得届」[整理番号2-1]
(添付書類: 採用に関する「辞令」等)
- ↓
- 被扶養者がいる場合 → **要手続** ・「被扶養者認定・取消申告書」[整理番号10]
・ 必要な書類
必要な書類は「共済のしおり」で確認

★ 今回の適用拡大に伴う手続の対象者等については、令和4年7月22日付け公共鹿第457号「地方公務員共済組合制度における非常勤職員への適用拡大等について(通知)」により要件を確認してください。

■ 今後の手続

資格取得

- 臨時的任用職員・非常勤職員 → **手続** ・「短期組合員資格取得届」[整理番号2-1]
(添付書類: 採用に関する「辞令」等)
- ↓
- 被扶養者がいる場合 → **手続** ・「被扶養者認定・取消申告書」[整理番号10]
・ 必要な書類
→ 必要な書類は「共済のしおり」で確認

退職関係

確認事項①～④の詳細は「短期組合員退職届書」[整理番号3-4]を参照

- 短期組合員を退職するとき → **手続** ・「短期組合員退職届書」[整理番号3-4]
(確認事項① 今後の任用予定なし) (確認事項③ 組合員証等を返納)
- 退職の翌日から再就職等あり
- ↓ ↓ (確認事項②)
- ↓ □ 他共済や他支部へ → **手続** ・「短期組合員退職届書」[整理番号3-4]
(確認事項③ 組合員証等を返納)
- ↓
- 鹿児島支部へ (確認事項④)
- ↓ ↓
- ↓ □ 一般組合員へ → **手続** → 新所属所から「組合員資格取得・転入届」[整理番号2]
(旧組合員証は新所属所から返納)
- ↓
- ↓ → 「短期組合員退職届書」[整理番号3-4]は提出不要
- ↓
- 短期組合員へ → **手続** ・「短期組合員 所属所・任用形態等報告書」
[整理番号3-3]
→ 「短期組合員退職届書」[整理番号3-4]は提出不要

所属所・任用形態変更報告関係手続 所属所異動や任用形態等が変更になった場合必要な手続

A～C等の詳細は、「短期組合員 所属所・任用形態等報告書」[整理番号3-3]を参照

- A 所属所の異動 → **手続** ・「短期組合員 所属所・任用形態等報告書」
[整理番号3-3]
→臨時的任用職員(県)で給与支給区分に変更がない場合は
不要

- B 任用形態の変更 → **手続** ・「短期組合員 所属所・任用形態等報告書」
↓ (非常勤職員のまま任用形態が変更になる場合) [整理番号3-3]
↓
 給与支給区分の変更 (県⇔市町村)
→組合員証番号が変更になる

- C 任用形態の変更 → **手続** ・「短期組合員 所属所・任用形態等報告書」
[整理番号3-3]
- ①臨時的任用職員から非常勤へ
 - ②非常勤職員から臨時的任用職員へ
 - ③臨時的任用職員で給与支給区分(県⇔市町村, 市町村⇔市町村)が変更

短期組合員の組合員証番号が変更になる場合とは・・・

新たに短期組合員となる非常勤職員には、0から始まる6桁の数字(0*****)を付番します。

臨時的任用職員と非常勤職員間の任用形態の変更や、任用形態に変更がなくても、給与支給区分が変更(県⇔市町村)になると組合員証番号が変更になります。

